

II 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

基本部分			注 運営基準減算	注 特別地域居宅介護支援 加算	注 特定事業所業中減算 加算
イ 居宅介護 支援費	(1) 居宅介護支援費(Ⅰ)	要介護1・2 (〇〇単位)	+〇〇/100	+〇〇/100	-〇〇単位
		要介護3・4・5 (〇〇単位)			
	(2) 居宅介護支援費(Ⅱ)	要介護1・2 (〇〇単位)			
		要介護3・4・5 (〇〇単位)			
	(3) 居宅介護支援費(Ⅲ)	要介護1・2 (〇〇単位)			
		要介護3・4・5 (〇〇単位)			
□ 初回加算		(初回: 1月につき+〇〇単位) (退院・退所時: 1月につき+〇〇単位)			
ハ 特定体制整備事業所加算		(1月につき +〇〇単位)			

Ⅲ 指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造

1 介護福祉施設サービス

基本部分				注	注	注	注	注	注	注	
イ 介護福祉施設サービス	(1)介護福祉施設サービス費(1) <従来型個室>	要介護1 (〇〇単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	+〇〇単位	+〇〇単位	+〇〇単位	+〇〇単位	+〇〇単位	
		要介護2 (〇〇単位)									
		要介護3 (〇〇単位)									
		要介護4 (〇〇単位)									
		要介護5 (〇〇単位)									
	(2)介護福祉施設サービス費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 (〇〇単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	+〇〇単位	+〇〇単位	+〇〇単位	+〇〇単位	+〇〇単位	
		要介護2 (〇〇単位)									
		要介護3 (〇〇単位)									
		要介護4 (〇〇単位)									
		要介護5 (〇〇単位)									
ロ ユニット型介護老人福祉施設における介護福祉施設サービス	(1)ユニット型介護福祉施設サービス費(1) <ユニット型個室>	要介護1 (〇〇単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	+〇〇単位	+〇〇単位	+〇〇単位	+〇〇単位	+〇〇単位	
		要介護2 (〇〇単位)									
		要介護3 (〇〇単位)									
		要介護4 (〇〇単位)									
		要介護5 (〇〇単位)									
	(2)ユニット型介護福祉施設サービス費(Ⅱ) <ユニット型標準室>	要介護1 (〇〇単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	+〇〇単位	+〇〇単位	+〇〇単位	+〇〇単位	+〇〇単位	+〇〇単位
		要介護2 (〇〇単位)									
		要介護3 (〇〇単位)									
		要介護4 (〇〇単位)									
		要介護5 (〇〇単位)									
(1)ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費(1) <ユニット型個室>	要介護1 (〇〇単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	+〇〇単位	+〇〇単位	+〇〇単位	+〇〇単位	+〇〇単位	+〇〇単位	
	要介護2 (〇〇単位)										
	要介護3 (〇〇単位)										
	要介護4 (〇〇単位)										
	要介護5 (〇〇単位)										
(2)ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ) <ユニット型標準室>	要介護1 (〇〇単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	+〇〇単位	+〇〇単位	+〇〇単位	+〇〇単位	+〇〇単位	+〇〇単位	
	要介護2 (〇〇単位)										
	要介護3 (〇〇単位)										
	要介護4 (〇〇単位)										
	要介護5 (〇〇単位)										
注 外泊時費用				入所者が病院又は診療所への入院を要した場合及び居室における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき〇〇単位を算定							
注 感染症患者隔離実費減算 (1日につき 〇〇単位を減算)											
注 安全管理体制実費減算 (1日につき 〇〇単位を減算)											
注 身体拘束禁止実費減算 (1日につき 〇〇単位を減算)											
ハ 初期加算 (1日につき 〇〇単位を加算)											
ニ 退所時等相談援助加算				注 入所者及びその家族等に対して退所後の相談援助を行い、かつ市町村及び老人介護支援センターに対して必要な情報を提供した場合							
(1)退所前後訪問相談援助加算 (入所中1回(又は2回)、退所後1回を限度に〇〇単位を算定)											
(2)退所時相談援助加算 (〇〇単位)				注 居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合							
(3)退所前連携加算 (〇〇単位)											
ホ 栄養管理体制加算											
(1)管理栄養士配置加算 (1日につき 〇〇単位を加算)											
(2)栄養士配置加算 (1日につき 〇〇単位を加算)											
ヘ 栄養マネジメント加算 (1日につき 〇〇単位を加算)											
ト 経口移行加算 (1日につき 〇〇単位を加算)											
チ 療養食加算 (1日につき 〇〇単位を加算)											
リ ターミナルケア加算											
(1)ターミナルケア加算Ⅰ(施設・在宅死の場合)											
(2)ターミナルケア加算Ⅱ(Ⅰ以外の場合)											
ヌ 在宅介護支援機能加算 (1日につき 〇〇単位を加算)											
ル ホームシェアリング対応加算 (1日につき 〇〇単位を加算)											

2 介護保健施設サービス

基本部分			注		注		注		注							
<p>イ 介護保健施設サービス費 (1日につき)</p> <p>(1) 介護保健施設サービス費 (1日につき)</p> <p>(二) 介護保健施設サービス費 (1日につき)</p> <p>(2) 介護保健施設サービス費 (1日につき)</p> <p>(二) 介護保健施設サービス費 (1日につき)</p>			<p>注 注</p> <p>医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士又は介護支援専門員の員数が基準に満たない場合</p>		<p>注</p> <p>リハビリテーション・マネジメント加算</p>		<p>注</p> <p>短期集中リハビリテーション加算</p>		<p>注</p> <p>認知症短期集中リハビリテーション加算</p>		<p>注</p> <p>認知症ケア加算</p>					
<p>ロ ユニット型介護保健施設サービス費 (1日につき)</p> <p>(1) ユニット型介護保健施設サービス費 (1日につき)</p> <p>(二) ユニット型介護保健施設サービス費 (1日につき)</p> <p>(2) 介護保健施設サービス費 (1日につき)</p> <p>(二) ユニット型介護保健施設サービス費 (1日につき)</p>			<p>注</p> <p>入所者の数が入所定員を超える場合</p>		<p>注</p> <p>リハビリテーション・マネジメント加算</p>		<p>注</p> <p>短期集中リハビリテーション加算</p>		<p>注</p> <p>認知症短期集中リハビリテーション加算</p>		<p>注</p> <p>認知症ケア加算</p>					
<p>注 外泊時費用</p> <p>注 旅行時サービス費</p> <p>注 感染症管理体制未実施減算 (1日につき ○○単位を減算)</p> <p>注 安全管理体制未実施減算 (1日につき ○○単位を減算)</p> <p>注 再発防止策未実施減算 (1日につき ○○単位を減算)</p> <p>ハ 初期加算 (1日につき ○○単位を加算)</p> <p>二 通所時指導加算 (1)通所前等指導加算 (一)通所前後訪問指導加算 (入所中1回(又は2回)、通所後1回を限度に、○○単位を算定)</p> <p>(二)通所時指導加算 (○○単位)</p> <p>(三)通所時情報提供加算 (○○単位)</p> <p>(四)通所前連絡加算 (○○単位)</p> <p>(2)老人訪問看護指示加算 (入所者1人につき1回を限度として○○単位を算定)</p> <p>ホ 緊急時対応医療費 (1)緊急時治療管理 (1月1回3日を限度に、1日につき○○単位を算定)</p> <p>(2)特定治療</p> <p>ヘ 定員管理(1)管理定員士配置加算 (1日につき ○○単位を加算)</p> <p>(2)定員士配置加算 (1日につき ○○単位を加算)</p> <p>ト 定員マネジメント加算 (1日につき ○○単位を加算)</p> <p>チ 経口移行加算 (1日につき ○○単位を加算)</p> <p>リ 療養加算 (1日につき ○○単位を加算)</p> <p>ヌ 在宅復帰支援機能加算 (1日につき ○○単位を加算)</p>			<p>×○○/100</p>		<p>×○○/100</p>		<p>×○○/100</p>		<p>+○○単位</p>		<p>+○○単位 (入所から3か月以内に限る。)</p>		<p>+○○単位 (入所から3か月以内に限る。)</p>		<p>+○○単位</p>	
<p>注 注</p> <p>入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき○○単位を算定</p> <p>入所者に対して居宅における旅行時外泊を認めた場合、1月につき6日を限度として○○単位を算定</p>																
<p>注 注</p> <p>入所者及びその家族等に対して通所後の療養上の指導を行った場合</p> <p>注 通所後の主治医に対して診療情報を提供した場合</p> <p>注 居宅介護支援事業者と通所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合</p>																

※ PT・OTによる人員配置減算を適用する場合には、リハビリテーション・マネジメント加算、短期集中リハビリテーション加算、認知症短期集中リハビリテーション加算を適用しない。

3 介護療養施設サービス  
イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス

基本部分		注							注	注	注
		夜勤を行う職員 の勤務条件基 準を満たさない 場合	入院患者の数が 入院患者の定 員を超える場 合	看護・介護職員 の員数が基準 を満たさない場 合 又は	介護支援専門 員の員数が基 準を満たさない 場合 又は	看護師が基準 に定められた 看護職員の員 数に20/100を 乗じて得た数未 満の場合 又は	僻地の医師確保 計画を編出した もので、医師の 数が基準に定め られた医師の員 数に60/100を 乗じて得た数未 満である場合 又は	僻地の医師確保 計画を編出した もので、医師の 数が基準に定め られた医師の員 数に60/100を 乗じて得た数未 満である場合	施設基準の区 分による療養 環境減算	医師の配置に ついて医療法 施行規則第49 条の規定が適 用されている場 合	夜勤を行う職員 の勤務条件に 関する基準の 区分による加 算
(1)療養型介護療養施設サービス費 (1日につき)	(一)療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ) 看護<6:1> 介護<4:1>	a.療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (〇〇単位)	要介護2 (〇〇単位)	要介護3 (〇〇単位)	要介護4 (〇〇単位)	要介護5 (〇〇単位)				
		b.療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <多床室>	要介護1 (〇〇単位)	要介護2 (〇〇単位)	要介護3 (〇〇単位)	要介護4 (〇〇単位)	要介護5 (〇〇単位)				
		a.療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (〇〇単位)	要介護2 (〇〇単位)	要介護3 (〇〇単位)	要介護4 (〇〇単位)	要介護5 (〇〇単位)				
		b.療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <多床室>	要介護1 (〇〇単位)	要介護2 (〇〇単位)	要介護3 (〇〇単位)	要介護4 (〇〇単位)	要介護5 (〇〇単位)				
		a.療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (〇〇単位)	要介護2 (〇〇単位)	要介護3 (〇〇単位)	要介護4 (〇〇単位)	要介護5 (〇〇単位)				
	(二)療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ) 看護<6:1> 介護<5:1>	a.療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <従来型個室>	要介護1 (〇〇単位)	要介護2 (〇〇単位)	要介護3 (〇〇単位)	要介護4 (〇〇単位)	要介護5 (〇〇単位)				
		b.療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 (〇〇単位)	要介護2 (〇〇単位)	要介護3 (〇〇単位)	要介護4 (〇〇単位)	要介護5 (〇〇単位)				
		a.療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <従来型個室>	要介護1 (〇〇単位)	要介護2 (〇〇単位)	要介護3 (〇〇単位)	要介護4 (〇〇単位)	要介護5 (〇〇単位)				
		b.療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 (〇〇単位)	要介護2 (〇〇単位)	要介護3 (〇〇単位)	要介護4 (〇〇単位)	要介護5 (〇〇単位)				
		a.療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <従来型個室>	要介護1 (〇〇単位)	要介護2 (〇〇単位)	要介護3 (〇〇単位)	要介護4 (〇〇単位)	要介護5 (〇〇単位)				
	(三)療養型介護療養施設サービス費(Ⅲ) 看護<6:1> 介護<6:1>	a.療養型介護療養施設サービス費(Ⅲ) <従来型個室>	要介護1 (〇〇単位)	要介護2 (〇〇単位)	要介護3 (〇〇単位)	要介護4 (〇〇単位)	要介護5 (〇〇単位)				
		b.療養型介護療養施設サービス費(Ⅲ) <多床室>	要介護1 (〇〇単位)	要介護2 (〇〇単位)	要介護3 (〇〇単位)	要介護4 (〇〇単位)	要介護5 (〇〇単位)				
a.療養型介護療養施設サービス費(Ⅲ) <従来型個室>		要介護1 (〇〇単位)	要介護2 (〇〇単位)	要介護3 (〇〇単位)	要介護4 (〇〇単位)	要介護5 (〇〇単位)					
b.療養型介護療養施設サービス費(Ⅲ) <多床室>		要介護1 (〇〇単位)	要介護2 (〇〇単位)	要介護3 (〇〇単位)	要介護4 (〇〇単位)	要介護5 (〇〇単位)					
a.療養型介護療養施設サービス費(Ⅲ) <従来型個室>		要介護1 (〇〇単位)	要介護2 (〇〇単位)	要介護3 (〇〇単位)	要介護4 (〇〇単位)	要介護5 (〇〇単位)					
(2)ユニット型療養型介護療養施設サービス費 (1日につき)	(一)ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要介護1 (〇〇単位)	要介護2 (〇〇単位)	要介護3 (〇〇単位)	要介護4 (〇〇単位)	要介護5 (〇〇単位)					
		要介護1 (〇〇単位)	要介護2 (〇〇単位)	要介護3 (〇〇単位)	要介護4 (〇〇単位)	要介護5 (〇〇単位)					
	(二)ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <ユニット型個室>	要介護1 (〇〇単位)	要介護2 (〇〇単位)	要介護3 (〇〇単位)	要介護4 (〇〇単位)	要介護5 (〇〇単位)					
		要介護1 (〇〇単位)	要介護2 (〇〇単位)	要介護3 (〇〇単位)	要介護4 (〇〇単位)	要介護5 (〇〇単位)					
注 外泊時費用	入院患者に対して在宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき〇〇単位を算定										
注 他科受診時費用	入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき〇〇単位を算定										
注 安全管理体制未実施減算 (1日につき 〇〇単位を減算)											
注 身体拘束禁止未実施減算 (1日につき 〇〇単位を減算)											
(3)初期加算 (1日につき +〇〇単位)											
(4)退院時指導加算	(一)退院時指導加算	a.退院前後訪問指導加算 (入院中1回(又は2回)、退院後1回を限度に、〇〇単位を算定)	注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合								
		b.退院時指導加算 (〇〇単位)	注 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合								
		c.退院時情報提供加算 (〇〇単位)	注 居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合								
		d.退院前連携加算 (〇〇単位)									
	(二)老人訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として 〇〇単位算定)										
(5)栄養管理 体制加算	(一)管理栄養士配置加算 (1日につき 〇〇単位を加算)										
	(二)栄養士配置加算 (1日につき 〇〇単位を加算)										
(6)栄養マネジメント加算 (1日につき 〇〇単位を加算)											
(7)経口移行加算 (1日につき 〇〇単位を加算)											
(8)療養食加算 (1日につき 〇〇単位を加算)											
(9)在宅復帰支援機能加算 (1日につき 〇〇単位を加算)											
(10)特定診療室(リハビリテーション等の見直しを含む)											

※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。  
夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。

□ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス

基本部分		注	注
		入院患者の数が入院患者の定員を超える場合	施設基準の区分による療養環境減算
(1)診療所型介護療養施設サービス費 (1日につき)	(一)診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ) 看護<6:1> 介護<6:1>	a.診療所型介護療養施設サービス費(i) <従来型個室> 要介護1 (〇〇単位) 要介護2 (〇〇単位) 要介護3 (〇〇単位) 要介護4 (〇〇単位) 要介護5 (〇〇単位)	診療所療養病床療養環境減算(Ⅰ) -〇〇単位
	b.診療所型介護療養施設サービス費(ii) <多床室> 要介護1 (〇〇単位) 要介護2 (〇〇単位) 要介護3 (〇〇単位) 要介護4 (〇〇単位) 要介護5 (〇〇単位)	診療所療養病床療養環境減算(Ⅱ) -〇〇単位	
(二)診療所型介護療養施設サービス費(Ⅱ) 看護・介護<3:1>	a.診療所型介護療養施設サービス費(i) <従来型個室> 要介護1 (〇〇単位) 要介護2 (〇〇単位) 要介護3 (〇〇単位) 要介護4 (〇〇単位) 要介護5 (〇〇単位)		×〇〇/100
	b.診療所型介護療養施設サービス費(ii) <多床室> 要介護1 (〇〇単位) 要介護2 (〇〇単位) 要介護3 (〇〇単位) 要介護4 (〇〇単位) 要介護5 (〇〇単位)		
(2)ユニット型診療所型介護療養施設サービス費 (1日につき)	(一)ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <ユニット型個室> 要介護1 (〇〇単位) 要介護2 (〇〇単位) 要介護3 (〇〇単位) 要介護4 (〇〇単位) 要介護5 (〇〇単位)		
	(二)ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <ユニット型準個室> 要介護1 (〇〇単位) 要介護2 (〇〇単位) 要介護3 (〇〇単位) 要介護4 (〇〇単位) 要介護5 (〇〇単位)		
注 外泊時費用	入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき、〇〇単位を算定		
注 他科受診時費用	入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき〇〇単位を算定		
注 安全管理体制未実施減算	(1日につき 〇〇単位を減算)		
注 身体拘束未実施減算	(1日につき 〇〇単位を減算)		
(3)初期加算	(1日につき +〇〇単位)		
(4)退院時指導等加算	(一)退院時等指導加算	a.退院前後訪問指導加算 (入院中1回(又は2回)、退院後1回を限度に、 〇〇単位を算定)	注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合
		b.退院時指導加算 (〇〇単位)	
		c.退院時情報提供加算 (〇〇単位)	
		d.退院前連携加算 (〇〇単位)	
(二)老人訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として〇〇単位算定)		注 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合	
(5)栄養管理体制加算	(一)管理栄養士配置加算 (1日につき 〇〇単位を加算)	注 居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合	
	(二)栄養士配置加算 (1日につき 〇〇単位を加算)		
(6)栄養マネジメント加算	(1日につき 〇〇単位を加算)		
(7)経口移行加算	(1日につき 〇〇単位を加算)		
(8)療養食加算	(1日につき 〇〇単位を加算)		
(9)在宅復帰支援機能加算	(1日につき 〇〇単位を加算)		
(10)特定診療費(リハビリテーション等の見直しを含む。)			

ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス

基本部分		要介護1 (〇〇単位)	要介護2 (〇〇単位)	要介護3 (〇〇単位)	要介護4 (〇〇単位)	要介護5 (〇〇単位)			
(1)認知症疾患型介護療養施設サービス費 (1日につき)	(一)認知症疾患型介護療養施設サービス費(1) 従来型個室 要介護<3>(1) 介護<6>(1)	a.認知症疾患型介護療養施設サービス費(1) <従来型個室>	要介護1 (〇〇単位)	要介護2 (〇〇単位)	要介護3 (〇〇単位)	要介護4 (〇〇単位)	要介護5 (〇〇単位)		
		b.認知症疾患型介護療養施設サービス費(2) <多床室>	要介護1 (〇〇単位)	要介護2 (〇〇単位)	要介護3 (〇〇単位)	要介護4 (〇〇単位)	要介護5 (〇〇単位)		
		(二)認知症疾患型介護療養施設サービス費(2) 要介護<4>(1) 介護<6>(1)	a.認知症疾患型介護療養施設サービス費(1) <従来型個室>	要介護1 (〇〇単位)	要介護2 (〇〇単位)	要介護3 (〇〇単位)	要介護4 (〇〇単位)	要介護5 (〇〇単位)	
			b.認知症疾患型介護療養施設サービス費(2) <多床室>	要介護1 (〇〇単位)	要介護2 (〇〇単位)	要介護3 (〇〇単位)	要介護4 (〇〇単位)	要介護5 (〇〇単位)	
			(2)ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費 (1日につき)	(一)ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(1) ユニット型個室 要介護<3>(1) 介護<6>(1)	a.ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(1) <ユニット型個室>	要介護1 (〇〇単位)	要介護2 (〇〇単位)	要介護3 (〇〇単位)	要介護4 (〇〇単位)
	b.ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(2) <ユニット型個室>				要介護1 (〇〇単位)	要介護2 (〇〇単位)	要介護3 (〇〇単位)	要介護4 (〇〇単位)	要介護5 (〇〇単位)
	(二)ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(2) 要介護<4>(1) 介護<6>(1)				a.ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(1) <ユニット型個室>	要介護1 (〇〇単位)	要介護2 (〇〇単位)	要介護3 (〇〇単位)	要介護4 (〇〇単位)
		b.ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(2) <ユニット型個室>			要介護1 (〇〇単位)	要介護2 (〇〇単位)	要介護3 (〇〇単位)	要介護4 (〇〇単位)	要介護5 (〇〇単位)
		(3)初期加算 (1日につき +〇〇単位)							
		(4)退院時指導等加算		(一)退院時指導加算	a.退院前後訪問指導加算 (入院中1回(又は2回)、退院後1回を限度に、 〇〇単位を算定)				
b.退院時指導加算 (〇〇単位)									
c.退院時情報提供加算 (〇〇単位)									
d.退院前連携加算 (〇〇単位)									
(二)老人訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として〇〇単位算定)									
(5)栄養管理体制加算	(一)管理栄養士配置加算 (1日につき 〇〇単位を加算)								
	(二)栄養士配置加算 (1日につき 〇〇単位を加算)								
(6)栄養マネジメント加算 (1日につき 〇〇単位を加算)									
(7)経口移行加算 (1日につき 〇〇単位を加算)									
(8)療養食加算 (1日につき 〇〇単位を加算)									
(9)在宅復帰支援機能加算 (1日につき 〇〇単位を加算)									
(10)精定診療費(リハビリテーション等の見直しを含む。)									

注					
入院患者の数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 又は	介護支援専門員の員数が基準に満たない場合 又は	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合 又は	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 又は	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合
×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	-〇〇単位	×〇〇/100

入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき〇〇単位を算定  
 入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき〇〇単位を算定

注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合  
 注 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合  
 注 居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合